

国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書の記載要領等

- 1 所得税法別表第一に掲げる内国法人又は租税特別措置法第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）若しくは租税特別措置法第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）が、国外公社債等の利子等の支払を受ける場合において、当該支払を受けるべき国外公社債等の利子等につき源泉徴収不適用の規定を受けようとする旨等を記載し、当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者を経由して税務署長に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 金融機関等の「名称」及び「所在地」等を記載してください。
 - (2) 「支払の取扱者の受理年月日」欄に、日付を記載してください。
 - (3) 源泉徴収不適用の規定を受けようとする「受益権の名称」等を記載してください。
 - (4) 「支払の取扱者等」及び「事務取扱金融商品取引業者等」欄に、「所在地」等を記載してください。